

<p>明るく見やすいように撮影されていますか。</p> <p>※暗くて分かりづらいもの、ぶれているもの、画質が荒いもの、縦横比を変えたもの等は不可です。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>改修箇所ごとの写真を台紙に貼りつけていますか。</p> <p>※改修箇所ごとに番号を振り、見積書や平面図と対応させてください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤平面図	記入欄	市確認欄
<p>日常生活上の動線が分かるように、居室・寝室等の位置、ドアの形状や段差を記載していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>改修の種類と箇所を図面に記載していますか。</p> <p>※改修箇所ごとに番号を振り、見積書や写真と対応させてください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

以下の書類は必要に応じて提出してください。

	記入欄	市確認欄
<p>⑥住宅改修の承諾書</p> <p>改修を行う住宅の所有者が利用者本人ではない場合は提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>⑦入院(入所)中や認定申請中の住宅改修の同意書</p> <p>被保険者が入院(入所)中や認定申請中に住宅改修を行う場合は提出してください。</p> <p><u>※支給申請は、退院(退所)後、もしくは要介護認定区分が決定した後に行ってください。</u></p> <p>※改修後に退院できなかった場合や認定結果が非該当になった場合は全額自己負担となります。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【注意】

①事前申請が承認された後に工事内容を変更することは原則できません。変更が生じる場合は必ず着工前に高齢福祉課までご連絡ください。無断で変更した場合、該当箇所は全額自己負担となります。

②事前申請から支給申請までの期間が3ヶ月以上経過する場合は、高齢福祉課までご連絡ください。

③事前申請時に、前もって支給申請の提出書類をお預かりすることはできません。